

インフルエンザにおける療養報告書について

群馬工業高等専門学校

校長 大金 伸光

今冬における季節性インフルエンザ流行期においては、新型コロナウイルス感染症対策のため、本校への提出書類をこの用紙による報告に変更いたします。インフルエンザに罹患した場合は、学校保健安全法第 19 条により、他の人に感染させる恐れのある期間は出席停止とします。インフルエンザの出席停止期間の基準は下記のとおりです。

〈インフルエンザの出席停止期間の基準〉

「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日経過するまで。」

インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。また、登校にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」を記入し、学校へ提出をお願いします。（なお、医師の診断により 5 日を経過せず登校が可能となった場合は、治癒証明書の提出が必要となります。）

.....

保護者が記入

学校長 様

インフルエンザにおける療養報告書

年 組（学科） 学籍番号

氏名

1. 診断を受けた医療機関： _____

2. 診断日：令和 年 月 日（診断型：A 型 B 型 不明）

※いずれかに○をつけてください。

3. 登校再開日：令和 年 月 日

（登校再開には下記の出席停止期間の基準 1 と 2 の両方を満たす必要があります。）

※下記に「発症日」と「解熱した日」を記入してください。

出席停止の期間の基準	
1	発熱等の症状が出た日を 0 日とし、翌日から数えて 5 日を経過している。 発症日： 月 日
2	解熱した日を 0 日とし、翌日から数えて 2 日を経過している。 解熱した日： 月 日

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

保護者氏名

印